

総社市はばたき園基金条例をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市はばたき園基金条例

(設置)

第1条 総社市立総社はばたき園（以下「はばたき園」という。）を運営する社会福祉法人総社市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の自主的かつ自立的な経営体制の確立を促進し、はばたき園の施設整備に要する経費、事業団の運営に係る経費及び本市における障がい者（児）福祉事業の推進に必要な財源の一部に充てるため、はばたき園基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てる場合に限り、予算で定めた範囲内で処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。